# 受講を希望するにあたっての留意事項

#### 1 欠席について

- (1) 講習は全ての授業への出席を基本とします。突発的な事故等のため欠席する場合は<u>各科目2回までを限度</u>とします。
  - ①「令和6年度 島根大学社会教育主事講習 日程表 (別表2)」を確認し、既に講習日に業務や行事等が重なっている場合は、講習に出席できるよう調整するか、受講について再検討を行ってください。
  - ②集中講義を 1 日欠席すると 3 コマ(回)全て欠席となるため、それだけで 1 科目 2 回の欠席限度を超える場合があります。
  - ③特に第1回目の集中講義(7/13・14)は、オリエンテーションや演習のゼミを決定する重要な回です。 全員出席できるようお願いします。
  - ④いずれかの科目で<u>3回以上欠席すると、その時点で以降の全ての科目の受講が出来なくなります</u>のでご注意ください。
  - ⑤万一欠席された場合でも、<u>欠席扱いとした上</u>で学修の進度を調整するため事後課題等を課す場合があります。

(事後課題に取り組んでも「欠席」が「出席」に変わるわけではありません)

⑥授業に10分以上遅刻すると欠席扱いとなります。

## 2 単位の修得について

- (1)各科目の単位は、授業態度、課題(レポート)の内容や提出状況等で評価します。
- (2)いずれかの科目で3回以上欠席すると全ての科目の受講が出来なくなります。
- 3 オンライン授業の受講について

本講習はオンライン授業を実施しますが、学修の効果を高めるために、対話的な学びを重視します。 そのため、受講者には、対話的な学びのために必要な条件として、次のようなオンライン環境の整備を 求めます。

- (1) オンライン授業を受講するために、カメラおよびマイクの使用できる、個人のパソコンやタブレットなど を用意してください (スマートフォン不可)。職場等のパソコンやタブレットなどは アクセス制限が設け られている場合があるので、必ず個人所有のパソコンやタブレットなどを用意してください。
- (2) 授業では、受講者はカメラをオンにして受講していただきます。
- (3) 授業は、ウェブ会議システム Zoom を使用して実施します。
- (4) 授業中の話し合いや講習に関する連絡、課題提出等のために、Google の各種アプリを使用します (スプレッドシート、Chat、Classroom、Gmail など)。そのため、Google アカウントが必要になります。
  - (5) オンライン授業で使用するパソコンなどは、以下の条件を満たすことを推奨します。

CPU スコア 5000pt 以上 回線速度 2.6Mbps/1.8Mbps (上り/下り)

例えば以下の動画やサイトを参考にご確認ください。

解説動画(https://youtu.be/c3LIu8T6O94)、測定サイト(https://speedtest.gate02.ne.jp/)

(6) オンライン環境の整備のために、受講決定後、接続テスト等のサポート体制を準備しています。 またメール等での相談体制も準備しています。ただし、自己解決する姿勢を持っていただきたいと 思います。

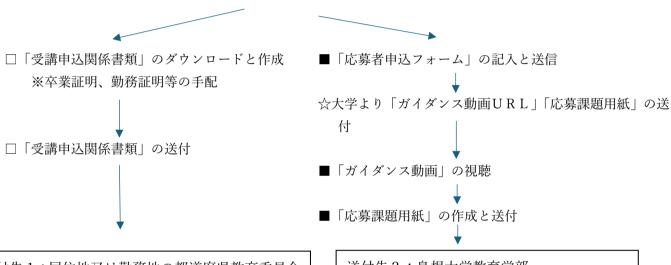
#### 4 「応募課題用紙」の提出について

- (1)受講を希望する方は、受講申込関係書類とは別に応募課題を作成し提出する必要があります。
- (2)受講申込関係書類、応募課題用紙のいずれの提出物も期限がありますので遅れないようご注意ください。

- 5 受講者の選定について
- (1) 本講習は本学(実施機関)の地元、山陰地域のニーズを踏まえて定員を50名としています。よって山陰地域(島根県、鳥取県)の教育委員会から申込みのあった受講申込者の選定とその他の地域からの受講申込者の選定は分けて行います。
- (2) 受講申込者には、応募の結果について 6 月下旬までに「応募者申込フォーム」に記載された宛先にメールでお知らせする予定です。
- 6 受講手続きの流れ

## 島根大学教育学部HPより

- ○「令和6年度社会教育主事講習実施要項」の確認
- ○「受講を希望するにあたっての留意事項」の確認



送付先1:居住地又は勤務地の都道府県教育委員会 社会教育主事講習所管課等 ※送付先は各自で確認してください。 送付先 2 :島根大学教育学部 社会教育主事講習事務担当 E-mail kosyu@edu.shimane-u.ac.jp

### 提出期限:令和6年5月13日 (送付先1,2ともに)

- (1)「受講申込関係書類」と「応募課題用紙」は提出先が違います。両方の提出が必須ですのでご注意ください。
- (2)都道府県教育委員会の所管課(送付先アドレス等)については、文部科学省HPか居住地又は勤務地の都道府県教育委員会にお問い合わせください。
- (3)「受講申込関係書類」を記入する上で不明な点等については、居住地又は勤務地の都道府県教育委員会にお問い合わせください。